

# 介護保険における利用者負担の在り方

## 【論点】

- 介護保険の利用者負担割合は、介護の必要度にかかわらず、原則1割とされている。
- 平成12年4月の介護保険制度の施行時は、医療保険における70歳以上の自己負担は定額制（入院：1,200円/日、外来：530円/日）であったが、現在、70～74歳は段階的に2割負担に移行しており、70歳以上の現役並み所得者は3割負担となっている。
- 軽度者（要介護2以下）は、中重度者（要介護3以上）と比較して、サービス受給者1人当たりの利用者負担額は小さいが、近年の費用額の伸び率は高くなっている。
- こうした中で、介護保険サービスを利用していない被保険者も負担する保険料は、制度創設以来、上昇が続いている。

## 介護保険：利用者負担割合

原則	一定以上所得※1
1割	2割

## 医療保険：自己負担割合

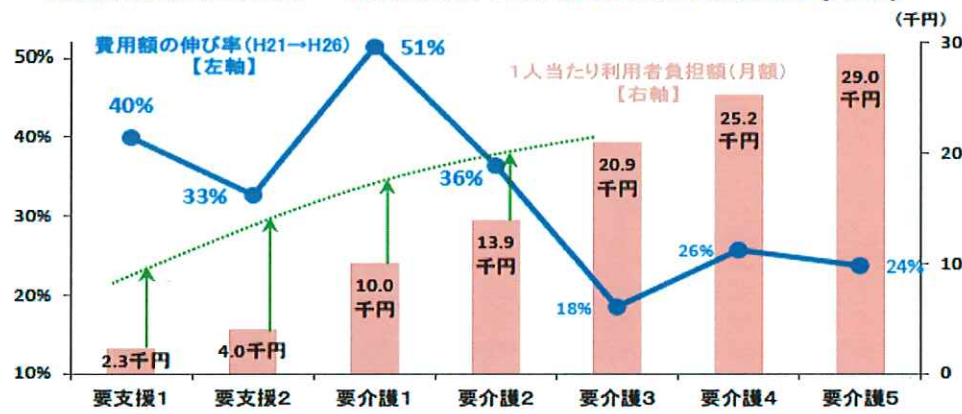
	原則	現役並み所得※2
75歳以上	1割	3割
70～74歳	2割※3	3割
70歳未満	3割（義務教育就学前は2割）	

※1 年金収入とその他の所得の合計額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※2 年収の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上

※3 平成26年4月以降に70歳となる者から段階的に2割、その他の者は1割

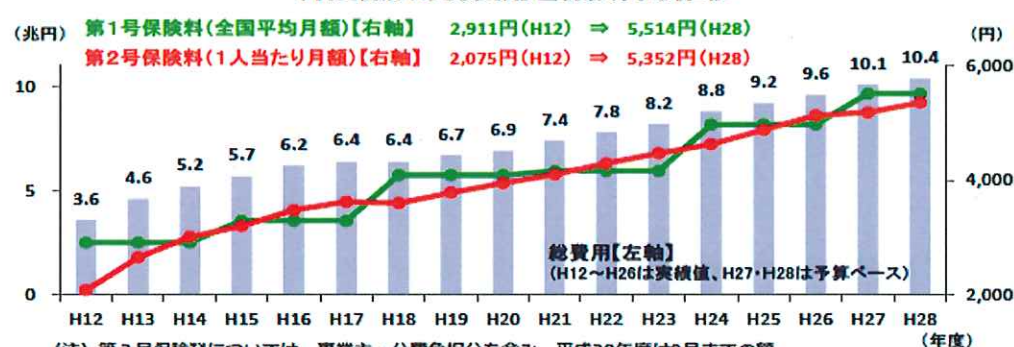
## 費用額の伸び率とサービス受給者1人当たり利用者負担額（月額）



(注) 費用額に補足給付は含まない。サービス受給者1人当たり利用者負担額（月額）は平成28年4月審査分。

出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」、「平成27年度介護給付費等実態調査」

## 介護保険の総費用と保険料の推移



(注) 第2号保険料については、事業主・公費負担分を含み、平成28年度は9月までの額。

出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」、「平成28年8月19日社会保障審議会介護保険部会提出資料」

## 【改革の方向性】（案）

- 介護保険制度を取り巻く以下のような状況を踏まえ、軽度者が支払う利用者負担額が、中重度者が支払う利用者負担額と均衡する程度まで、要介護区分ごとに、軽度者の利用者負担割合を引き上げるべき。
  - ・ 1人当たり利用者負担額が高く、「共助」の必要性がより高い中重度者への給付を安定的に続けていく必要があること。
  - ・ 近年、軽度者に対する費用額の伸び率が高くなっている中で、更なる保険料上昇を可能な限り抑制していく必要があること。
  - ・ 制度創設時と異なり、現在は、医療保険においても、70歳以上の高齢者に一部2～3割負担を求めていること。
  - ・ 負担能力を超えた過大な負担とならないようするための高額介護サービス費制度が存在すること。